

法曹の質を確保するために司法試験合格者数の減員を求める会長声明

大分県弁護士会は、平成23年9月14日適正な法曹人口に関する総会決議で、政府に対し、速やかに司法試験合格者数を年間1000人程度とし、司法試験の受験回数制限を撤廃するなどの法曹養成制度の抜本的な見直しを求めた。

同決議の理由において触れたとおり、多様な人材を法曹界に取り込むこと等を目的とした法科大学院を中核とする法曹養成制度によって経済的負担が増大するとともに就職難等もあいまって、法曹志願者の激減といった事態を招いている。

本年度の司法試験短答式試験をみても、受験者数5967人に対して合格者数は3937人であり、昨年の受験者数6899人に対する合格者数4621人と比較して受験者数、合格者数とも85%程度まで大幅に減少した。

政府の法曹養成制度改革推進会議は、司法試験合格者数は輩出される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきではないと指摘しているところ、昨年の最終合格者は1583人で合格率は22.95%であるから、法曹の質の確保を維持するために、本年度の最終合格者数は、少なくとも昨年と同程度の合格率により、1360名以下となることを強く求めるものである。

2017年（平成29年）7月10日

大分県弁護士会

会長 大森克磨